

港区における障害児支援のあり方検討会
報告書
(案)

平成 31 (2019) 年 月

【目 次】

はじめに	●
I 港区における障害児支援の現状と検討課題	●
1 障害児支援の現状	●
2 検討の主な背景	●
3 検討課題	●
II 学校等における医療的ケア児の支援について	●
1 医療的ケアの実施に当たっての基本的な考え方	●
2 医療的ケアの実施について	●
3 医療的ケアの実施体制	●
4 医療的ケアの実施に当たっての支援(学校等で配慮すること)	●
5 学校等で医療的ケアを実施するまでの流れ	●
6 今後の課題	●
III 発達障害児への支援について	●
1 社会参画(自立した生活・就労など)を見据えた支援の充実	●
2 発達障害児への多様な学びの提供	●
◇資料	●
1 港区における障害児支援のあり方検討会設置要綱	
2 港区における障害児支援のあり方検討会委員名簿	
3 港区における障害児支援のあり方検討会開催経過	
4 学校における医療的ケア実施体制	

I 港区における障害児支援の現状と検討課題

港区における障害児支援のあり方について、本検討会での議論を効果的・効率的に進めるため、検討する事項を具体的に定めることとした。

このため、港区で現在実施している障害児支援の現状、本検討会を組織することとなった背景を整理した上で、4つの検討課題を明確に設定した。

1 障害児支援の現状

- (1) 保健福祉支援部において、知的障害児・肢体不自由児の療育をはじめ、発達障害、重症心身障害といった就学前の児童への通所・訪問による支援、就学児への放課後等デイサービス事業、児童・保護者への発達相談などを実施している。
- (2) 各総合支所においては、保健師の訪問によって障害児や保護者の状況把握、相談等のほか、障害者の生活ニーズ等に応じた補助事業等を行っている。
- (3) 教育委員会においては、特別支援学級や特別支援教室、学習支援員・介助員の配置など、障害児の状況に応じた支援を行っている。

2 検討の主な背景

- (1) 港区では、平成32年1月に開設予定の元麻布保育園において、区として初めて医療的ケア児や重度障害児を受け入れていくこととしている。
- (2) 港区では、平成32年4月、児童発達支援センターを開設し、児童発達支援（併用通所、発達障害児通所）や放課後等デイサービス（学校に通う発達障害児・知的障害児）等の事業を展開していくこととしている。
- (3) 児童発達支援センターの開設と合わせて、障害保健福祉センター事業を整理し、新たに発達障害者相談（対象：18歳以上）や、学校に通う医療的ケア児や重症心身障害児の居場所・療育を受ける場としての放課後等デイサービス等を行っていく予定としている。
- (4) 平成30年3月、医療的ケア児の保護者でつくる団体から、区立小中学校にて、重度肢体不自由及び医療的ケア児でも就学できる特別支援学級の新設についての要望が出された。

【要望の内容】

- ・ 近隣病院の医師や訪問診療所（あおぞら診療所等）と連携してほしい。
- ・ 親の付き添いをなくし、子どもの自立を促すため、通学時はヘルパー、在校中は十分な介助員を用意し、神奈川県川崎市の事例のように区から看護師を派遣してほしい。
- ・ 障害の有無などにかかわらず、ひとりひとりが伸び伸びと健やかに成長できるよう個性に合わせた教育（デジタル教科書の導入等）や支援を提供してほしい。
- ・ 通常学級との関わりを持たせてほしい。

3 検討課題

港区において検討すべき課題として以下の4つを設定した。

本検討会においては、特に大きな課題である(1)及び(2)を中心に議論を進め、(1)・(2)それぞれの議論の中で、必要に応じて適宜、課題(3)及び(4)を取り扱うこととした。

(1) 学校等における医療的ケア児の支援

平成31年度、区立小学校に医療的ケア児が就学予定であることや、将来、元麻布保育園を卒園した児童の学校での受け皿が必要となることを見据えた、学校における医療的ケア児の支援に関する検討。

<主な検討事項>

- ア 区立学校等で実施する医療的ケアの範囲
- イ 区立学校等で医療的ケアを実施するための体制の整備
- ウ 区立学校等での医療的ケアの実施決定までの流れ
- エ 放課後等の受入先と移動支援

(2) 港区における発達障害児の教育

特別支援教室の利用者が増加し続けているなど、発達障害児への支援や学校での対応がますます重要となっていることを踏まえた、今後取り組むべき指導や教育についての検討。

<主な検討事項>

- ア 知能が高く興味や関心に偏りがある児童・生徒への教育（ジーニアス教育）
- イ 有効な教育内容、指導方法
- ウ 学校と放課後の受入先との連携

(3) 障害児の通学支援

医療的ケア児の就学に当たり、校内での対応だけでなく、子どもの状況に応じた通学の支援についての検討。

<主な検討事項>

- ア スクールカーの運用ルールの見直し
- イ スクールカーへの看護師等の添乗に関する検討

(4) 庁内連携、関係機関との連携の強化

医療的ケア児の就学相談を早期に始め、学校での十分な支援につなげるため、また、発達障害児の支援を年齢区分で途切れさせず継続的に行っていくための庁内連携の強化等についての検討。

<主な検討事項>

- ア 関係部署の情報共有の仕組みの構築
- イ 区と特別支援学校、医療機関等との連携
- ウ 就学相談、進路相談の一層の充実

Ⅱ 学校等における医療的ケア児の支援について

1 医療的ケアの実施に当たっての基本的な考え方

学校等における医療的ケアを安全かつ適切に実施し、医療的ケア児を含めすべての児童・生徒が健やかに学校生活を送ることができよう、学校等及び教育委員会において基本とすべき考え方を次のとおり取りまとめた。

- (1) 教育委員会及び学校等は、医療的ケア児の就園・就学に当たり、どの学校等においても、子どもや保護者が希望する園・校で医療的ケアを安全に行うための体制整備に努める。
- (2) 医療的ケア児の就学先については、子どもや保護者の希望を最大限尊重する。教育委員会及び学校等は、子どもの障害の程度や状況を踏まえ、就学先に応じた支援内容を、就学相談や就学支援委員会を通じて、子どもや保護者と一緒に検討していく。
- (3) 学校等における医療的ケアは、主治医及び指導医の責任による明確な指示、医療における適切な根拠及び保護者の承諾に基づき、指導医や各学校医、近隣の病院等を含む医療機関とも連携し、安全を最優先に実施する。
- (4) 医療的ケアの実施に当たっては、学校等が教育を行う場であることを踏まえ、医療的ケア児だけでなく、他の幼児・児童・生徒の教育活動への配慮を含め、区、学校等、子ども及び保護者が十分に協議し、合意形成を図る。
- (5) 教育委員会及び学校等は、教職員や幼児・児童・生徒、保護者の医療的ケアに対する理解を深めるための取組を推進する。
- (6) 教育委員会は、学校等が常に安全かつ適切に医療的ケアを実施できるよう支援する。
- (7) 教育委員会は、区民の要望を踏まえ、肢体不自由児や医療的ケア児、その保護者が通い、集まることができる特別支援学級の設置について、継続的に検討していく。

2 医療的ケアの実施について

(1) 実施する医療的ケア

学校等においては、基本的に以下に掲げる医療的ケアについて、主治医の指示に基づき実施する。

ただし、どのような場合においても必ず以下の医療的ケアを実施するものではなく、医療的ケア児の状況や保護者の意向、学校等の体制などを踏まえ、主治医や指導医と相談し、教育委員会と学校等、保護者が十分協議した上で、医療的ケアの実施について決定することとする。

- 吸引（口鼻腔内、エアウェイ内、気管カニューレ内、気管切開孔）
- 経管栄養（留置チューブ、胃ろう、腸ろう）
- 導尿
- エアウェイの管理
- 定時の薬液吸入、投薬
- 気管切開部の衛生管理
- 胃ろう・腸ろう部の衛生管理
- 経管栄養の留置チューブ抜去時の再挿入（医師への報告の上、医師の指示に従い実施）
- 胃ろう孔への胃ろうチューブの挿入（緊急時）
- 吸入
- 血糖測定
- インシュリンの自己注射の介助及び医師の指示に基づくインシュリンの皮下注射
- 酸素管理、酸素吸入
- 気管切開部へのカニューレの挿入（緊急時）
- 人工呼吸器の管理
 - ・気管カニューレに接続したコネクターチューブがはずれた場合の装着
 - ・人工呼吸器の着脱（移動時及び医師の指示のより必要な場合）
 - ・加温加湿器の呼吸器回路内への着脱
 - ・人工呼吸器の電源を入れる（医療行為ではない）
 - ・人工呼吸器の故障時の対応（あらかじめ指定の連絡先へ連絡）
 - ・人工呼吸器のアラーム鳴動時の対応（あらかじめ指定の連絡先へ連絡）

※従来の「人工呼吸器の作動状況確認、設定確認」は以下の理由により含めない。

- ・人工呼吸器はロックがされており、看護師が実際に触ることはないため。
（医師は通常、看護師に人工呼吸器の設定等を触らせることはない）
- ・医師以外は人工呼吸器の設定そのものを見ることができない場合があるため。

（２）医療的ケアを実施する条件

学校等における医療的ケアは、安全性を最優先とするため、次の条件のもとに実施する。

- ◆学校生活と同様の時間帯で、日常的に保護者が行っている医療的ケアであること。
- ◆医療的ケアについて主治医の詳細な指示書があること。

なお、主治医及び指導医の指示や了解がない事項は、実施できないものとする。

（３）医療的ケアの実施者

医療的ケアは、学校等に配置された看護師（以下「学校看護師」という。）が行う。

※学校看護師が確保できない場合など、医療的ケアの内容等によって、認定特定行為業務従

事者として認定を受けた介護職員が行うことがある。

※喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者として認定を受けた教員については医療的ケアを行うことができる。

3 医療的ケアの実施体制

(1) 学校等での医療的ケアの実施体制 【別添 学校等での医療的ケア実施体制図】

ア 学校等での医療的ケアは、校内に設置する「医療的ケア安全委員会」（校長、副校長、養護教諭、担任教諭、指導医、学校看護師等で構成）において、実施内容や教員等の役割分担、緊急時の対応などを確認・決定した上で、学校看護師が主治医の指示に基づき行う。

イ 学校看護師は、緊急時等、主治医・指導医のいずれにも相談することができる。

ウ 教育委員会事務局学校教育部に「医療的ケア推進チーム」を設置し、学校等が安全かつ適切に医療的ケアを実施できるよう支援する。

エ 「医療的ケア推進チーム」にチーフ看護師を配置し、学校看護師が急に出勤できなくなった場合の応援や、医療的ケアの開始に当たり必要となる主治医や保護者との調整などを担う。

(2) 医療的ケアの実施に係る役割分担（例示）

【小中学校】

学校	校長・副校長	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケア安全委員会の設置・運営 ●医療的ケアの実施に関する指示 ●校内の役割分担の明確化（緊急時対応を含む） ●学校看護師等の勤務管理、服務監督 ●主治医・指導医との連携、学校医との情報共有 ●学校看護師、医療的ケア児の保護者との連携・調整 ●教職員の理解促進の取組 ●他の児童・生徒、保護者の理解促進の取組 ●緊急時の対応
	教職員（担任等）	<ul style="list-style-type: none"> ●学校看護師や保護者との連携・情報共有 ●医療的ケアに関する他の児童・生徒、保護者の理解促進の取組 ●緊急時の対応（校内の役割分担に応じて）
	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ●学校看護師との連携・情報共有（医療的ケア児の健康状態の把握など） ●保護者、他の教職員、学校医との連携・情報共有 ●緊急時の対応（校内の役割分担に応じて）
	学校看護師	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケアの実施、記録・管理・報告 ●医療的ケア児の健康管理 ●主治医、指導医との連携 ●医療的ケアに関する校内での指導・助言 ●医療的ケアに関する保護者との調整 ●校長等教職員との連携・情報共有 ●医療器具等の管理 ●緊急時の対応
	主治医	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケアに関する書面による指示、指導・助言 ●指導医との連携 ●学校への情報提供 ●保護者への説明
	指導医	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケアの実施に当たっての指示・指導・助言 ●主治医との連携 ●緊急時の指導・助言 ●医療的ケアに関する学校看護師等への指導・研修
	学校医	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケアに関する学校との情報共有
	保護者	<ul style="list-style-type: none"> ●学校との連携・協力、情報共有 ●児童・生徒の健康管理、状態の把握 ●医療器具や備蓄食料等の準備

【幼稚園】

幼稚園	園長	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケア安全委員会の設置・運営 ●医療的ケアの実施に関する指示 ●園内の役割分担の明確化(緊急時対応を含む) ●学校看護師等の勤務管理、服務監督 ●主治医・指導医との連携、幼稚園医との情報共有 ●学校看護師、医療的ケア児の保護者との連携・調整 ●教職員の理解促進の取組 ●他の園児、保護者の理解促進の取組 ●緊急時の対応
	副園長・主任	<ul style="list-style-type: none"> ●学校看護師との連携・情報共有(医療的ケア児の健康状態の把握など) ●保護者、他の教職員との連携・情報共有 ●幼稚園医との情報共有 ●緊急時の対応(園内の役割分担に応じて)
	教職員(担任等)	<ul style="list-style-type: none"> ●学校看護師や保護者との連携・情報共有 ●医療的ケアに関する他の園児・保護者の理解促進の取組 ●緊急時の対応(園内の役割分担に応じて)
	学校看護師	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケアの実施、記録・管理・報告 ●医療的ケア児の健康管理 ●主治医、指導医との連携 ●医療的ケアに関する園内での指導・助言 ●医療的ケアに関する保護者との調整 ●園長等教職員との連携・情報共有 ●医療器具等の管理 ●緊急時の対応
主治医	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケアに関する書面による指示、指導・助言 ●指導医との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園への情報提供 ●保護者への説明
指導医	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケアの実施に当たっての指示・指導・助言 ●主治医との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急時の指導・助言 ●医療的ケアに関する看護師等への指導・研修
幼稚園医	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケアに関する幼稚園との情報共有 	
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園との連携・協力、情報共有 ●医療器具や備蓄食料等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ●園児の健康管理、状態の把握

※なお、幼稚園には養護教諭を配置することが可能であるため、小学校の養護教諭との兼務発令なども含め、今後、必要に応じて柔軟に人員体制を検討することが求められる。

【教育委員会（医療的ケア推進チーム）】

構成	<ul style="list-style-type: none"> ●学務課特別支援相談担当(就学相談員を含む。) ●教育指導課指導主事 ●チーフ看護師
役割	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケアに関する方針、実施要領等の策定・更新 ●指導医の委嘱 ●学校看護師や学習をサポートする講師(ホスピタル・サポート・ティーチャー＝HST)等の人員の確保 ●医療機関との連携構築 ●教職員への研修 ●他の園児・児童・生徒、保護者の理解促進の取組 ●各校での医療的ケアに関する総合調整(人員・設備・備品等の保護者・学校・主治医等との調整) ●学校看護師の支援

4 医療的ケアの実施に当たっての支援（学校等で配慮すること）

子どもの病気の種類や程度、医療的ケアの内容に応じて、子どもの生活面、学習面に配慮した支援を行うこととする。

ただし、保護者や主治医等と相談の上、学校施設の実情等を踏まえ、可能な範囲で行う。

【支援の例】

施設・設備	・医療的ケアを行う場所(部屋等)の確保
	・医療的ケアに必要な備品(簡易ベッド等)の設置
	・階段昇降機等による校内の移動支援 ※エレベーターが無い学校
生活支援	・介助員の配置
	・災害時等の備え(食料の備蓄、非常用電源の確保など)
学習支援 (通常の学級の場合)	・学習をサポートする講師(HST)の配置
	・教室での学習環境の整備(デジタル教科書、タブレット端末など)
その他	・教職員の研修の実施
	・他の児童・生徒、保護者の理解を深める取組

5 学校等で医療的ケアを実施するまでの流れ

(1) 医療的ケア児に関する庁内の情報共有（遅くとも4歳まで） 庁内連携の強化

- ア 総合支所や保健所が区内の医療的ケア児について把握した時点で関係部署が情報を共有
- イ 子どもの状況、保護者の希望や意向を踏まえ、将来の就園先や就学先なども想定した、その子に必要な支援を長期的に検討

(2) 就園相談・就学相談

- ア 子どもの状況や保護者の希望等を確認し、それを踏まえ入園後・入学後に必要な支援、区として可能な支援について相談・検討
- イ 教育活動における配慮事項について相談・検討

【就学支援委員会】

- ・医師、看護師、校長・園長、教委職員が医療的ケアに係る支援内容について検討

(3) 就園前・就学前調整

- ア 幼稚園・学校、保護者、教育委員会、医師、看護師等が、医療的ケアの実施に当たり人員配置や設備・備品等の詳細、教育活動における配慮事項などを確認・調整
- イ 主治医、指導医が医療的ケアに関する指示内容や緊急時の連絡等について相談・調整

(4) 就学・医療的ケアの実施

- ア 校内の安全委員会で適宜、状況確認・情報共有
- イ 適宜、教育委員会や医療機関と情報共有

6 今後の課題

学校等で安全に医療的ケアを実施しながら、今後さらに医療的ケア児への支援の充実を図るため、次の事項について、港区において継続的に検討していくことが必要である。

(1) 通学の支援

スクールカーでの送迎及び看護師の添乗による車内での医療的ケアの実施

(2) 給食の対応

胃ろうによる栄養摂取の児童・生徒への、学校給食の提供

Ⅲ 発達障害児への支援について

発達障害児に対する支援について、本検討会においては、次の2つの視点でそれぞれの課題と区として取り組むべき方向性を取りまとめた。

- 1 社会参画（自立した生活・就労など）を見据えた支援の充実
- 2 発達障害児への多様な学びの提供

1 社会参画（自立した生活・就労など）を見据えた支援の充実

<課題>

- (1) 就学前や小学校1・2年生頃など、できるだけ早い段階で児童の障害特性を発見し、適切な支援につなげていく仕組みづくりが必要である。
- (2) 早くから適切な支援をしていくためには、保護者の理解が不可欠である。保護者の理解を促すため、はたらきかけの方法等について改善が求められる。
- (3) 集団の中での生活が難しい、人間関係や学習に対し前向きになれないなど、何らかのコミュニケーション障害等により不登校となる子どもが増えているが、不登校になる前にすべき支援について、支援のタイミング及び支援方法の両面から検討が必要である。
- (4) 発達障害の程度によって進路選択の幅が大きく異なり、場合によっては入学できる高校がなく困ってしまう子どももいる。学校があらゆる面で十分なサポートをすることは人的にも難しい場合があり、保護者の理解や協力が不可欠である。
- (5) IQ70台から80前後までの子どもの場合、入試での高校入学は難しい傾向がある。また、愛の手帳を取得できないため特別支援学校にも入れないという実態がある。知的障害がなくても社会性に課題がある場合、就労しても状態や生活が安定してくるまでに相当時間がかかる傾向があり、就労後も相談を受ける体制等の整備が重要である。
- (6) 愛の手帳を取得できない人は、医師の診断により精神障害者手帳を取得することができるが、年齢が上がってきた段階では、従来の発達障害に加え情緒不安定や不安感が強かったり、精神疾患を併せ持っていたりする人も多い。それぞれが、自分がどう生きていきたいか、どのように暮らしていくかを選択できるための支援が必要である。
- (7) それぞれの障害特性を十分踏まえた支援を継続的に行っていくよう、子ども一人ひとりのサポートプランを幼稚園・保育園など就学前から小学校、中学校、高校へとつないでいく仕組みが求められる。
- (8) 保護者が、幼児期から将来までのことについて一貫して相談できる窓口の設置が必要である。

<取組の方向性>

- (1) 保護者の理解を促すために、以下のような方策を検討していく。
 - ・ 幼稚園アドバイザーによる学習会など、子どもの発達や支援について保護者に伝える機会の創出。
 - ・ 就学時健診での、リーフレット等での子どもの発達に関する基礎的な情報の提供。
 - ・ 子どもの特性と支援策をセットで伝える。また、小学校や中学校までではなく、将来、社会にどのように関わっていくか、そのためには各段階で何が必要かなど、保護者が長期的な見通しを持てる情報を提供する。

- (2) 児童発達支援センター（平成 32 年度開設予定）等を中心に、更に充実した支援を展開していく。
 - ・ 0 歳から 18 歳未満の子どもの発達に関する総合的な相談窓口。
 - ・ 保育園や幼稚園、小学校にも出向くなど、各施設と連携した支援を行う。
 - ・ 18 歳以上については障害保健福祉センターが相談窓口となるが、高校から大学・就労への接続に支障がないよう、場合によっては障害保健福祉センターが 16 歳頃から相談を受けるなどの工夫を検討する。

- (3) 子ども一人ひとりのサポートプランの作成・活用について検討する。
 - ・ 一人ひとりにサポートプランをつくることのできる体制等の検討。
 - ・ サポートプランを幼児期から確実につないでいく仕組みの検討。
 - ・ サポートプランの内容を的確に読み取り、保護者との面談等を通じてより適切な支援が何かを考え、判断できる能力を持った教員の育成。

2 発達障害児への多様な学びの提供

区が平成 31 年度からの実施を予定している、外部機関との連携による発達障害児等への学習プログラムの開発事業を踏まえ、課題と取組の方向性を取りまとめた。

<課題>

- (1) 突出した能力をさらに伸ばすためのプログラムだけでなく、興味・関心を広げ、学習や学校が楽しいと感じられるプログラムなど、さまざまな特性に応じた学びの機会を創出し、参加しやすいような様々な場所や方法で展開していくことが必要である。

- (2) 好きなことや輝けることを見つけたり、自信を持って取り組むことができたり、楽しんで活動できたりするプログラムづくりが重要である。学校へ行く意欲がわく、社会に関わるのが楽しいと感じられる、認めてもらうことで自己肯定感を高められるなど、次のステップとなる多様な学び、経験の場とすることが求められる。

- (3) 自分で何が得意か、何が好きか分からない子どもが、得意なこと、好きなことを見つけるき

っかけとなる場としての展開も必要である。また、特異な才能はなく、人間関係がうまくつ
れないなど苦手な部分の多い子ども居場所、仲間づくりの場となるような仕組みが不可欠であ
る。

＜取組の方向性＞

- (1) 大学や企業等有するプログラムを活用しながら、さまざまな特性の子どもに提供でき、か
つ学校等での展開が可能な区独自のプログラムへ発展させることを目指す。

- (2) 学校だけでなく、放課後や長期休業期間中に、中高生プラザや科学館などの区施設でも多様
な展開ができるプログラム構築を図る。

資 料

1 港区における障害児支援のあり方検討会設置要綱

平成30年8月22日

30港教学学第3393号

(設置)

第1条 乳幼児期から生涯を通じて、障害者一人ひとりを支援していくための体制の構築に向け、港区の障害児支援のあり方について検討するため、港区における障害児支援のあり方検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 医療的ケア児の支援及び教育に関すること。
- (2) 発達障害児の支援及び教育に関すること。
- (3) 障害児支援における関係部門等の連携に関すること。
- (4) その他必要と認める事項

(構成)

第3条 検討会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、学校教育部長をもって充て、会務を統括する。

3 副会長は、学校教育部学務課長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員(外部委員を含む。)は、別表に掲げる者をもって充て、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

5 会長は、前項に定める委員のほか、必要と認めるときは、臨時に委員を指名することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事項について教育委員会に報告をする年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討会は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 検討会は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部学務課特別支援相談担当において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年8月22日から施行する。

別表1(第3条関係)

総合支所区民課長(1人)

保健福祉支援部障害者福祉課長
子ども家庭支援部子ども家庭課長
子ども家庭支援部保育課長
教育委員会事務局学校教育部教育指導課長
区立学校(幼稚園)長
外部委員(医師、学識経験者)
外部委員(東京都立特別支援学校関係者)

2 港区における障害児支援のあり方検討会委員名簿

	氏名	所属等
会長	堀 二三雄	港区教育委員会事務局学校教育部長
副会長	山本 隆司	港区教育委員会事務局学校教育部学務課長
委員	前田 浩利	医療法人財団はるたか会理事長・医師
委員	小林 潤一郎	明治学院大学心理学部教授・医師
委員	田村 康二郎	東京都立光明学園統括校長
委員	米谷 一雄	東京都立青山特別支援学校長
委員	小野口 敬一	港区高輪地区総合支所区民課長
委員	横尾 恵理子	港区保健福祉支援部障害者福祉課長
委員	佐藤 博史	港区子ども家庭支援部子ども家庭課長
委員	山越 恒慶	港区子ども家庭支援部保育課長
委員	松田 芳明	港区教育委員会事務局学校教育部教育指導課長
委員	船木 亮作	港区立港南小学校長
委員	渡辺 一信	港区立港南中学校長
委員	新井 智子	港区立白金台幼稚園長

【事務局】

港区教育委員会事務局学校教育部学務課 特別支援相談担当係長 中林 淳一

3 港区における障害児支援のあり方検討会開催経過

日 程		議 事
第 1 回	平成 30 年 9 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・港区における障害児支援の現状と検討課題について ・学校等における医療的ケア児の支援について ・庁内連携・関係機関との連携の強化について
第 2 回	平成 30 年 9 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等における医療的ケアの実施について
第 3 回	平成 30 年 11 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会委員とブルーバードの会との意見交換 ・学校等における医療的ケアの実施について
第 4 回	平成 30 年 12 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児の支援における課題と方向性について
第 5 回	平成 30 年 12 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児の支援における課題と方向性について
第 6 回	平成 31 年 3 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・港区における障害児支援のあり方検討会報告書(案)について